

議案第 70 号

伊賀市文化会館の設置及び管理に関する条例等の一部改正について

伊賀市文化会館の設置及び管理に関する条例等の一部を次のとおり改正しようとする。

令和元年6月4日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市文化会館の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

(伊賀市文化会館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 伊賀市文化会館の設置及び管理に関する条例(平成16年伊賀市条例第257号)の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表(第7条関係)

施設の名称		基本利用料金(円)			
		午前(午前9時から正午まで)	午後(午後1時から午後5時まで)	夜間(午後6時から午後10時まで)	全日(午前9時から午後10時まで)
ホール	平日	15,710	22,000	26,190	60,760
	土・日・休日	22,000	30,380	36,660	83,810
楽屋	第1楽屋	1,040	1,460	1,780	4,090
	第2楽屋	630	840	1,040	2,310
	第3楽屋第4楽屋 (1室につき)	310	420	520	1,160
リハーサル室		1,570	2,200	2,620	6,080
多目的室		2,200	3,140	3,770	8,690

会議室	1,040	1,460	1,780	4,090
-----	-------	-------	-------	-------

(青山ホールの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 青山ホールの設置及び管理に関する条例(平成16年伊賀市条例第259号)の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表(第6条、第7条関係)

施設の名称		基本利用料金(円)			
		午前(午前9時から正午まで)	午後(午後1時から午後5時まで)	夜間(午後6時から午後10時まで)	全日(午前9時から午後10時まで)
多目的ホール	平日	7,860	11,000	13,090	30,380
	土・日・休日	11,000	15,190	16,240	41,910
多目的ホール (フロアのみ)	平日	3,660	5,500	6,540	15,190
	土・日・休日	5,500	7,590	9,160	20,960
楽屋1		310	420	520	1,160
楽屋2		310	420	520	1,160
会議室		310	420	520	1,160
研修室		630	840	840	2,720
和室		310	420	520	1,160
リハーサル室		630	840	840	2,720

(あやま文化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 あやま文化センターの設置及び管理に関する条例(平成16年伊賀市条例第300号)の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表(第6条関係)

施設の名称		基本利用料金(円)			
		午前(午前9時から正午まで)	午後(午後1時から午後5時まで)	夜間(午後6時から午後10時まで)	全日(午前9時から午後10時まで)

		午まで)	後5時 まで)	後10時 まで)	後10時 まで)
さんさんホール	平日	7,330	9,430	11,520	26,190
	土・日・休日	9,430	12,570	15,710	35,620
楽屋(1室)		310	420	520	1,160
リハーサル室		1,040	1,360	1,680	3,880

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に、伊賀市文化会館の設置及び管理に関する条例、青山ホールの設置及び管理に関する条例及びあやま文化センターの設置及び管理に関する条例の規定により使用許可を受けている同日以後の使用施設の利用料金については、なお従前の例による。